

生活保護

申請の水際作戦・門前払い 親族への扶養照会やめよ

野洲市も親族に調査していますが……

田村憲久 厚労大臣 「扶養照会は義務ではない」と答弁

コロナ禍で失業者・生活困窮者が増え続けています。それだけに「最後のセーフティネット」である生活保護の役割が問われています。しかし生活保護は受給を阻むかのように申請窓口での「水際作戦」「門前払い」が多発しており、ハードルは高くなっています。

その原因のひとつが、申請時に行われる親族への「扶養照会」です。この問題で1月28日、参院予算員会で共産党の小池晃議員が「生活保護申請をためらわせる親族への扶養照会はやめるべき」と追及しました。これに対して田村憲久厚生労働相は「扶養照会は義務ではない」と答弁しました。

親族への「照会（調査）表」は、2枚ビッシリと詳細に記入を求めています。親族の個人情報をおおしく問う内容。まさに「申請をやめよう」と思わせる内容です。

野洲市はどうでしょうか。下記の文書は野洲市福祉事務所（生活保護担当）が、生活保護受給者の親族に郵送で送り付けた「扶養義務の履行について（照会）」です。これには「扶養義務者（親族）」による扶養は生活保護に優先して行われる」として、あたかも「親族に義務がある」がごとの記述がされています。明らかに法の拡大解釈です。このことは2013年、田村厚

親族に送り付けられた「扶養義務調査票」

野洲市福祉事務所
令和2年 月 日
〒524- 丁目 番 号
野洲市福祉事務所
所長之印

扶養義務の履行について（照会）

次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を受給中
です。
生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行わ
れるものとされており、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養で
きるかについて、別紙扶養届書によりご回答下さい。

1 生活保護対象者

住所	[Redacted]	
氏名 (甲)	[Redacted]	続柄 あなたの [Redacted]

2 回答期限 令和2年 月 日 まで

3 回答先 〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
野洲市福祉事務所
社会福祉課 ()
電話：077-587-6024 内線： [Redacted]

参考（条文抜粋）
生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを条件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

親族への「照会」の主な調査項目

(野洲市の調査票から)

- ◆精神的支援を行っているか
- ◆金銭的支援を行っているか
→援助の開始時期（いつから、いくらできるか）
→親族の家族構成や収入
家族氏名、生年月日、職業、勤務先
平均月収額（源泉徴収書など添付する）
資産（土地・建物の面積）
負債（ローン返済予定表など添付する）
- ◆「援助できない場合は具体的な理由」を記載すること

やす民報

日本共産党野洲市委員会
2021年2月7日 No.394

市政や市議会へのご意見
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 (電話・FAX) 587-0985
東郷正明 比江864 (電話・FAX) 589-4158
工藤義明 小篠原879 (電話・FAX) 588-1856

日本共産党野洲市委員会が見解を発表しましたのでお知らせします

ホームページをご覧ください

共産党野洲市議団 検索